

## 居住費の負担限度額変更について

令和6年8月1日から、居住費の負担額が変わりました。

高齢者世帯の光熱・水道費などの上昇を受け、在宅で生活する方との公平性等を

総合的に勘案し、厚生労働者の告示を受けて改定するものです。

利用者負担段階		金額（1日につき）		
		個室	多床室(2人)	多床室(4人)
特定入所者	第1段階	550円	0円	0円
	第2段階	550円	430円	430円
	第3段階①	1,370円	430円	430円
	第3段階②			
特定入所以外		2,208円	917円	437円